

# 米国産牛肉等の輸入手続停止をめぐる状況

## 米国産牛肉の輸入再開・輸入手続停止に関する経緯

- H15年12月24日 米国においてBSE感染牛確認、米国産牛肉等の輸入禁止
- H17年 5月24日 米国産牛肉等の輸入再開について食品安全委員会へ諮問
- H17年12月 8日 米国産牛肉等の輸入再開について食品安全委員会から答申  
(プリオン専門調査会を10回開催、5月31日～10月31日)
- H17年12月12日 一定の条件で管理された米国産牛肉等の輸入再開決定
- H17年12月13日 米国の対日輸出施設の査察(11施設)  
(～24日)
- H17年12月16日 米国産牛肉等の第一便が到着
- H18年 1月20日 ・農林水産省動物検疫所成田支所及び厚生労働省成田空港検疫所において、せき柱を含む米国産子牛肉を発見  
・当該ロットについては、全て積み戻し又は焼却処分を行い、すべての米国産牛肉の輸入手続を停止
- H18年 1月23日 既に米国から輸入された牛肉について、念のためせき柱が含まれていないか自主調査を開始(575.1トン、26業者が対象)
- H18年 2月10日 既に輸入された米国産牛肉の自主調査結果について公表
- H18年 2月17日 米国農務省が調査報告書を日本側に提出
- H18年 3月 6日 調査報告書について、米国政府に対し照会及び公表
- H18年 3月18日 照会事項に対し、米国農務省から回答
- H18年3月28・29日 日米専門家会合
- H18年4月11～24日 食品に関するリスクコミュニケーションの開催
- H18年4月24～5月4日 米国による対日輸出認定施設の再調査(レビュー)
- H18年5月17～19日 日米専門家会合
- H18年6月 1～14日 食品に関するリスクコミュニケーションの開催
- H18年6月20～21日 日米局長級テレビ会合

平成18年1月20日

【照会先】

厚生労働省食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長：道野（内線2495）

担当：蟹江（内線2455）

代表：03-5253-1111

直通：03-3595-2337

農林水産省消費・安全局動物衛生課

国際衛生対策室長：池田（内線3190）

担当：吉田（内線3194）

代表：03-3502-8111

直通：03-3502-8295

### 米国から到着したせき柱を含む子牛肉の確認について

1 1月20日、農林水産省動物検疫所成田支所からせき柱を含む米国産子牛肉を発見したとの通報があり、厚生労働省成田空港検疫所において、現物を確認したところ、せき柱を含むことを確認した。

(1) 品名：米国産冷蔵牛肉（41箱、約390kg）

(2) せき柱を含む子牛肉が確認された貨物：3箱（約55kg）

(3) 食肉処理施設：Atlantic Veal & Lamb, Inc. (1509A)

2 当該ロットについては、全て積み戻し又は焼却処分することとし、今後、本件の原因について米国政府から報告があるまでの間、すべての米国産牛肉の輸入手続を停止することとした。

平成18年2月10日  
 照会先：厚生労働省医薬食品局  
 食品安全部監視安全課  
 桑崎監視安全課長  
 道野輸入食品安全対策室長  
 担当：蟹江(内線2455)  
 代表：03-5253-1111  
 直通：03-3595-2337

## 米国から輸入された牛肉の自主調査結果について

### 1 趣旨及び概要

すでに輸入された米国産牛肉については、これまでの強化された輸入時検査や査察の結果により輸入条件の遵守を確認してきた。

成田空港におけるせき柱を含む子牛肉の発見事例を踏まえ、念のため、すでに輸入手続を終了したせき柱周囲の部位である可能性がある米国産牛肉（国内に流通したものも含む）について、せき柱が含まれていないか、関係する10都県等を通じ、26輸入業者に対し調査を要請した。

### 2 方法及び結果

調査は輸入手続が終了した730.1トンのうち、衛生証明書によりせき柱周囲の部位が含まれる可能性がある575.1トンを調査した。（155トンについては、モモ肉、横隔膜等であることが確認されたため除外。）

各輸入業者は575.1トンについてカートン表示等を確認して、①232.0トンについてはモモ肉等であることが確認され除外、②せき柱周囲の部位と確認された249.7トンについて開梱して個々の牛肉を確認した結果、計481.7トンについては、せき柱の混入は認められなかった。

また、すでに販売済みの米国産牛肉に関し、せき柱混入に係る情報を関係都県等、各輸入業者に対して調査したが、そうした情報はないことが確認された。

(単位：トン)

せき柱周囲の部位である可能性があると調査を要請した重量	せき柱の混入が認められなかったもの		流通経路における開梱等により、由来するロット確認ができなかったもの
	せき柱周囲以外の部位 (表示等確認)	せき柱周囲の部位 (現物確認)	
575.1 (100%)	481.7 (83.8%)	232.0 (40.3%)	249.7 (43.4%)
			93.4 (16.2%)

(注) 1月20日までに輸入届出があったのは1,496.0トン。

うち765.9トンについては輸入手続が終了していないため未通関。

## 米国農務省報告書（構成）

### I. 要旨

- ・ 報告書の概要

### II. 食品安全検査局（FSIS）日本向け輸出調査報告；ゴールデン・ヴィール社及びアトランティック・ヴィール社

- ・ 米国産牛肉の対日輸出再開までの経緯
- ・ アトランティック社からの対日輸出に関する経緯

### III. 日本向け牛肉輸出証明プログラムについての米国農務省（USDA）による管理の評価に関する監察官室（OIG）報告

- ・ OIG による調査結果とこれに基づく 6 つの勧告

### IV. USDA の調査結果及び実行計画

#### 1. 2006 年 1 月 20 日公表のマイク・ジョハンス農務長官による初動措置

- ・ 12 の措置

#### 2. FSIS による調査結果及び措置

- ・ 5 つの調査結果とこれらに対する 15 の措置

#### 3. 日本向け牛肉輸出証明プログラムについての USDA による管理の評価に関する OIG 報告への USDA の対応

- ・ III の OIG による 6 つの勧告に対する USDA の対応

### V. 結論

### VI. 添付書類

- A. 日本向け牛肉に対する USDA 輸出証明（EV）プログラム特定製品条件
- B. 日本向け EV プログラム—特定製品条件の説明
- C. FSIS 指令改訂案—輸出証明
- D. FSIS 通知改訂案—日本向け牛肉製品の証明及び輸出証明プログラムに基づく牛肉製品を証明するための輸出手続の説明
- E. 書簡形式の証明書
- F. 副署名のための農業販売促進局の声明
- G. FSIS 検査プログラム関係職員のための研修文書
- H. 2006 年 1 月 24 日の日本向け EV プログラム会議案内状
- I. FSIS によるゴールデン・ヴィール社、アトランティック・ヴィール社の調査に関する 1 番から 39 番までの文書

## 報告書の要旨

### 日本向け輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書 2006年2月17日（在京米国大使館仮訳）

2005年12月12日、日本はほぼ2年間の米国産牛肉輸入禁止を解除し、米国産牛肉の輸入を再開した。2006年1月20日、日本政府担当官は脊（せき）柱が付いた米国産子牛肉（ヴィール）3箱を発見した。日本との個別な貿易合意の下では、脊柱の混入は認められていない。米国は、これが日本との合意条件に沿うものではなく、日本にとって受け入れられないことを認めたが、その製品が国民の健康を害するものではないと強調した。

米国政府はこの不適格な出荷の報告を受けて、即座に農務長官は徹底的な調査を命じた。食品安全検査局(FSIS)内の監査・評価を担当するプログラム評価・実施・レビュー室は直ちに、どのような経緯でこの不適格な牛肉が日本に輸出されたのかについて調査を始めた。さらに食品安全検査局は農務省監察官室(OIG)と連携して調査を行った。この調査は2006年2月2日に完了した。

調査により、本件は輸出業者および農務省検査官が日本へ輸出可能な特定の製品を熟知していなかったためであると判明した。日本政府との合意により脊柱は輸出できないこととなっている。その脊柱を含む「ホテルラック（子牛の部位）」というラベルが貼られた箱が1つ、「(子牛の)整形したロース肉」のラベルの貼られたものが2箱出荷された。さらに、問題の施設を担当した食品安全検査局の検査官が農業マーケティング局(AMS)の輸出証明プログラム(EV)について十分認識しておらず、日本向け輸出に不適格な製品の出荷を認可および承認すべきではなかった、ということも明らかになった。輸出証明プログラムの下で今回が最初で唯一の子牛肉の出荷であることから、不適格な出荷の経緯は例外的なケースであるという判断に確信をもっている。

ジョハンズ農務長官はまず、不適格な子牛肉の出荷に対応し、12の再発防止策を発表した。その中には、不適格な子牛肉を日本に輸出した問題の施設を認定業者のリストから除くことも含まれている。さらに不適格な出荷の連絡を受けて、食品安全検査局は3日以内に、輸出プログラムの承認を受けたすべての施設にいる検査責任者に対して、ウェブサイトを利用した双方向の研修を行った。4日以内に、農務省職員は業界側が輸出証明プログラムの求める輸出条件を順守するために重要な問題を確実に理解するために、ワシントンの農務省本省において、輸出証明プログラムの下で牛肉を輸出する施設の最高経営責任者およびその他の幹部役員との会合を開催した。ジョハンズ農務長官は出席者に対し、直接そして非常に明確に、米国の農業製品および食品輸出プログラムに関し、非常に高いレベルでの基準を維持するため、すべての必要条件を満たすことの重要性を述べた。

調査終了後、農務省は調査結果に対処するための適切な追加措置を決定した。例えば、輸出証明プログラム参加国向けの輸出品目を食品安全検査局担当官に周知徹底させるため、農業マーケティング局は、食品安全検査局の研修を受けた担当官がアクセスできる内部用ウェブサイト、各国別に認可された個別の品目リストを掲載する。さらに、施設が査察を受けたり、プログラムに追加、あるいは除外される場合、その都度、農業マーケティング局が食品安全検査局に通知する。

2006年1月27日、米国農務長官は、日本向け牛肉輸出証明プログラムについての農務省の調整・管理プロセスが適切かどうかを評価するため、議会を通じてアメリカ国民への説明責任を持つ農務省の独立調査機関である監察官室に、査察を行うよう依頼した。2006年2月10日、農務省監察官室が査察報告書を提出し、査察は終了し、本報告書にも調査結果が記載されている。本報告書に示されている調査結果、農務省の対応措置は、食品安全検査局の「日本向け輸出調査報告書、ゴールドマン・ワイル社、アトランティック・ワイル・アンド・ラム社」、監察官室の「日本向け牛肉輸出証明プログラムに対する農務省の管理に関する評価」の結果である。調査結果、事実関係、措置は各調査とも同様のものである。

米国は、日本の輸入牛肉安全基準を満たすことを非常に重視している。われわれは日本の条件を十分理解している。それらの条件は非常に明確なものであり、われわれのシステムは、それらの条件に対応すべく構築されている。徹底的な調査の結果、今回の子牛肉の1出荷例にかかわる不適格な製品の発見が、米国の牛肉加工、検査、あるいは輸出制度の全体にかかわる不備を示唆しているのではないことを確信している。今回の事例の調査、対応を経て、われわれは同様の事例再発防止のため、さらなる防止策を米国の制度に導入した。

## 米国への主な照会事項への回答の概要について

- 1 今回の事案の原因等（原因は何か。他の施設で同様の問題はないか。）
  - ・ 今回の事案は、輸出認定施設が品質管理マニュアルを遵守しなかったこと及び輸出条件からの逸脱を米国農務省食品安全検査局（FSIS）が見つけれなかったために生じたもの。
  - ・ 他の施設では、これまでの監査や顧客からのフィードバック等からみて、条件も理解され、適格品のみ輸出されていると確信。
- 2 認定に関する事項（認定に問題はなかったか。）
  - ・ 農業販売促進局（AMS）の監査担当職員は相応の経験を有し、牛肉・子牛施設の監査プロセスを理解していたこと、品質管理マニュアルは輸出条件に適正に対応していたこと、施設の担当責任者は日本向けの条件についての知識を有していたこと等が確認されており、AMSの審査に問題はなかった。
  - ・ 審査で確認された品質管理マニュアルに従わず輸出品の処理が行われたため、当該施設は認定リストから除外した。
- 3 施設に関する事項（担当者はなぜ責任を果たさなかったのか。）
  - ・ 施設側が品質管理マニュアル上の責任を遵守しなかったことは明らか（その理由についてはまだ終了していないOIG調査部門の調査に期待）。
  - ・ 品質管理マニュアルには日本向けの条件も含まれており、現地監査では担当責任者もせき柱除去や内臓の分別の必要性を十分知っていたことが確認されている。
- 4 検査に関する事項（FSIS検査官はなぜ不適格品を見逃したのか。）
  - ・ FSIS検査官は、輸出証明の申請を受けるまで、認定されたことを知らなかった。

- ・ FSISからは、輸出証明の手続等を定める指示（FSIS指令9000.1）が発出されており、FSISのウェブサイトには日本向けの条件が掲載されていたが、今回の事案の発生まで、現場のFSIS検査官に対して日本向け輸出証明の責任を理解させるための追加的措置は行われなかった。
- ・ 昨年12月にFSISは各地域の責任者を通じて日本向け輸出条件の周知を図ったが、問題のアトランティック社は当時日本向けに認定されていなかったため、その地域を担当する責任者が周知を受けなかったことから、同社を担当する現場のFSIS検査官への周知も行われなかった特異なケースであった。

## 5 改善措置に関する事項（提案された改善措置は十分か。）

### （1）AMS

- ① 今後、例えばせき髓やせき柱の除去等、製品条件に焦点を当てて輸出認定施設の再調査を実施。必要に応じて是正措置を講ずる。
- ② 輸出再開後は抜き打ち審査を実施する。
- ③ AMSにおいても輸出品が輸入国向けに適格である旨の証明を行う。

### （2）FSIS

- ① FSIS検査官の役割の明確化等、輸出証明関連のFSIS指令等を改正する。
- ② 省内ウェブサイトを通じ、輸出認定施設が輸出できる具体的な製品についてFSIS検査官に情報を提供する。
- ③ FSIS検査官に対する研修を行うとともに、試験合格を義務付ける。
- ④ 輸出認定施設と担当のFSIS検査官に対して審査を行う。

### （3）AMSとFSISの連携

- ① AMSは認定や取消しに当たり、その都度FSISに通知する。
- ② AMSはFSIS検査官の研修が終了した後に施設を認定する。

平成18年3月30日  
厚生労働省  
農林水産省

## 米国産牛肉輸入問題に関する日米専門家会合の概要

3月28日(火)及び29日(水)の2日間、三田共用会議所において、米国産牛肉輸入問題に関する日米の専門家会合を行ったところ、概要以下のとおり。

### 1. 出席者

米国側：ランバート農務省(USDA)マーケティング規制担当次官代行他  
日本側：外務省、厚生労働省、農林水産省

### 2. 会議の概要

- (1) 米国側から、農務省農業販売促進局(AMS)に関する事項、施設に関する事項、農務省食品安全検査局(FSIS)に関する事項、再発防止のための改善措置に関する事項等について説明があり、緊密な意見交換が行われた。
- (2) 当該2施設において今回の事案が起きた経緯、AMSにより認定された対日輸出施設のQSAマニュアルに改善すべき点があったこと等、日米間で一定の共通認識が得られた。
  - ① 今回の事案は、問題の施設が認定されたQSAマニュアルに従わなかったこと及びそれをFSISの検査官が発見できなかった結果、発生したものであること
  - ② 問題となった施設の認定について、当時の判断としては、手続に従って認定が行われたものであるが、今から振り返れば、QSAマニュアルがより具体的、現実的なものであったとすれば、今回の事案を防ぐことができた可能性は高まっていたと考えられること
- (3) 今後、これまでの経緯について日本側は消費者への説明会等を実施し、米国側においては今後日本側が提示する調査項目も含めた他の対日輸出認定施設に対する再調査、改善策の具体化を行うこととし、これらの結果を踏まえてこれからの対応を検討することとなった。

# 「食品に関するリスクコミュニケーション（米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会）」での主な意見等

## 1 開催場所、出席人数等

開催日	開催場所	出席人数（報道は外数）
4/11（火）	那覇	36名（報道：24名）
4/12（水）	札幌	149名（報道：33名）
4/13（木）	仙台	86名（報道：23名）
4/14（金）	大阪	156名（報道：18名）
4/17（月）	新潟	92名（報道：8名）
4/18（火）	名古屋	112名（報道：18名）
4/19（水）	広島	106名（報道：19名）
4/20（木）	福岡	143名（報道：15名）
4/21（金）	東京	246名（報道：64名）
4/24（月）	高松	96名（報道：23名）

## 2 質問、意見の概要

### （1）米国の調査報告書・米国との協議について

- ・米国は特異的な事例と言うが、香港の例をみても米国の対応は杜撰。
- ・日本側が提示したルールがなぜ守られなかったのかしっかりと原因究明をすべき。
- ・国民の生命を守るという真摯な対応で米国側と協議を行ってほしい。
- ・6月に開催予定の日米首脳会談に向けて再開を考えているのか。
- ・米国からの圧力によって政治的に輸入再々開をすべきでない。

### （2）今後の対応について

- ・米国側の改善措置の精査が第一であり、現時点では輸入再開には反対。
- ・全ての対日輸出業者の現地調査を早急を実施するとともに、輸出プログラム遵守の確認方法の徹底的な検証をしてほしい。
- ・米国に輸入牛肉のBSE検査を求めるべき（自主的に全頭BSE検査を実施すると表明している米国の業者から輸入すべき）。
- ・米国側に年齢がわかるシステムの構築を要求すべきではないか。
- ・日本での輸入検疫体制を強化すべき。
- ・輸入再開にはしっかりした事前の査察が必要。また、抜き打ち査察を日本側でできないか。
- ・米国における飼料規制の実態等をしっかり把握すべき。
- ・輸入停止後、通関できずに保管されている貨物への対応にも留意してほしい。

- ・ 米国産牛肉を食べる食べないは個々の消費者の選択に委ねればよい。
- ・ 今回の停止措置は残念だったが、これにより、米国の対策が強化されるのは良いこと。早期の再開を期待する。
- ・ 一刻も早く輸入を再開してもらいたい。国内産牛肉は非常に値段が高く、経営が大変。
- ・ 意見交換会や意見募集での意見について、どのように反映されるか説明してほしい。消費者の声が反映されているのか疑問。
- ・ 消費者等からの意見についてはきちんと反映してほしい。

### (3) 情報提供・表示等について

- ・ リスクコミュニケーションの開催場所を増やして多くの国民との意見交換が必要。また、参加していない国民への情報提供にも力を入れるべき。
- ・ 消費者が米国産牛肉かどうかを選択できるよう、加工食品や外食の原産地表示は法律的な表示義務とすべき。

### (4) その他

- ・ プリオン調査会の委員のうち、慎重派の6人が辞めて、今後、公平中立な議論ができるのか。
- ・ 評価の前提である輸出プログラムの遵守が破られたのだから、食品安全委員会は再評価を行うべき。
- ・ 今度、同じことが起こったら、政府の関係者は辞任すべき。
- ・ 米国産牛肉を輸入するより、国産牛肉の生産振興を考えるべきではないか。

## 米国産牛肉輸入問題に関する日米専門家会合について

5月17日から19日までの3日間、外務省において行われた米国産牛肉輸入問題に関する日米の専門家会合の概要は、以下のとおり。

### I 出席者

米国側：ランバート農務省(USDA)マーケティング規制担当次官  
代行 他

日本側：外務省、厚生労働省、農林水産省

### II 会議の概要

- 1 米国側による35施設のレビューの結果において、以下のことが確認された。
  - ① 本年1月20日以降に追加された要件を含めた対日輸出プログラムについて、各施設の対応状況を調査した結果、一部の施設で手続や書類上の問題点が確認されたものの、製品の対日輸出条件への適合性等に影響を及ぼすといったものではなかった。
  - ② 発見された問題点については早急に改善される予定である。
  - ③ 昨年12月から本年1月20日までの間に25施設で処理され、対日輸出された牛肉等については保管されていた記録を検証した結果、問題点は発見されなかった。
- 2 輸入手続の再開のために必要な措置として日本側による事前の現地調査の実施、適格品リストの日本側への提供等について意見交換を行うとともに、香港及び台湾において発生した不適格事例について説明を聴取した。
- 3 今回の意見交換等を踏まえて日本側の考え方を整理し、リスクコミュニケーションを行い、その結果を踏まえ、米側と輸入手続再開のための措置の調整を行うこととした。

【仮訳】

日本向けEVプログラムに関するAMS監査結果報告書（概要）

2006年5月

輸出証明（EV）プログラムは、FSISの法令で定められた検査に含まれない、輸入国が定めた特定製品要件を充足するために開発された。EVプログラムは、施設がISO（9001：2000）により開発された国際的に受け入れられたシステムに基づくプロセス管理システムを開発しているという前提のもとで機能する。

AMSは、実際に製品を日本向けに出荷した25の施設について追跡監査を行った。この監査の目的は、日本向けQSA/EVプログラムで策定されたトレーサビリティ・システムが強固なものであり、不適合製品が存在する場合に有効に機能することを証明することであった。具体的には、追跡監査の範囲には、2005年12月13日から2006年1月20日までの間に（日本向けに）出荷された製品が含まれた。監査官は、出荷・生産記録及びトレーサビリティ・システムを用いることにより、この期間中に日本向けに出荷された製品について、受け入れ可能な枝肉あるいは月齢が判明した牛由来であったことを検証するための追跡調査を実施することができた。全ての製品名及び製品コードは、それらにはせき柱が存在せず、骨なし（boneless）あるいは（部分的に骨を除いた）準骨なし肉（semi-boneless）であったことを示した。出荷記録と生産記録のレビューは、出荷した製品すべてには定められた除去部位、すなわち、せき柱、せき髄、牛の頭部及び回腸遠位部が存在しなかったことを証明した。

QSA/EV（プログラム）の監査は、2006年4月24日から5月4日まで、日本向けEVプログラムにリストされた35のすべての施設について行われた。不適合事例が確認されたが、これらは製品の許容性あるいは利用可能性に影響を及ぼすものではなかった。すべての施設では、定められた除去部位が効果的に除去されており、日本向けEVプログラムの特定製品要件を充足することができていた。

結論として、米国は、安全で高品質な牛肉を供給するため、日本の基準を充足することに高いプライオリティーをおいている。我々はこれらの基準を理解している。AMSのプロセス管理システムは、我々の世界中の貿易相手国により要求される高い基準をUSDAが充足することを可能とする調和したシステムである。

# 「食品に関するリスクコミュニケーション（米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会）」での主な意見等

## 1 開催場所、出席人数等

開催日	開催場所	出席人数（報道は外数）
6/1（木）	仙台	104名（報道：22名）
6/2（金）	那覇	41名（報道：6名）
6/5（月）	札幌	130名（報道：30名）
6/6（火）	名古屋	85名（報道：14名）
6/7（水）	高松	77名（報道：21名）
6/8（木）	新潟	62名（報道：4名）
6/9（金）	広島	79名（報道：8名）
6/12（月）	福岡	137名（報道：10名）
6/13（火）	大阪	210名（報道：33名）
6/14（水）	東京	279名（報道：57名）

## 2 質問、意見の概要

### （1）米国産牛肉問題のこれまでの対応・経緯（レビュー結果含む）について

- ・非適合が確認された施設が書類上のミスを含め35施設中25施設と約70%もあり問題。
- ・米国は、レビュー結果で認定施設に問題があったことを認めており、強く米国のマニュアルの不備を指摘し、日本並みの検査体制を求めるべき。
- ・米国は輸出プログラムのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛という条件をきちんと守って欲しい。
- ・香港、台湾の違反事例は、輸出条件を遵守できなかったという点を問題にすべき。

### （2）今後の対応（輸入手続再開の考え方）について

#### ①輸入手続き再開の考え方（総論）について

- ・日米首脳会談のおみやげとして拙速に再開すべきでない。
- ・輸入停止問題は、米国に責任があり、国民の命を守ることから、輸入再開には慎重な対応が必要。
- ・種々の問題にきちっと対応して二度とこういうことがないようにお願いしたい。
- ・世界基準よりも厳しい日本向け基準で安全・安心は確保されており、食べるかは消費者の判断。早期の輸入再開を希望。
- ・食品安全委員会は、米国産牛肉の安全性について再度評価すべき。

#### ②今回新たに要請した追加措置について

- ・日本側が責任をもって、きちんと米国での対日輸出施設の検査を実施すべき。また、査察に消費者団体等を同行させることはできないか。

- ・ 米国が実施する抜き打ち監査に日本が同行するのでは、真の抜き打ち監査にならないのではないか。また、査察では、実際に稼働している状態で見るとすべき。
- ・ 事前確認調査の結果を消費者に伝え、リスクコミュニケーションを開催してもらいたい。それを踏まえ、輸入再開するか否か判断すべき。
- ・ 牛の肉骨粉が豚や鶏の飼料に使用されないように、飼料規制の強化を要請すべき。
- ・ 輸入を再開した場合は、日本の検査員を米国の対日輸出施設に常駐させるべき。

### ③日本国内で新たに講じようとする措置について

- ・ 輸入再開前に、輸入停止措置等の違反对応についての処理マニュアルを提示すべき。
- ・ 輸入再開に当たっては輸入検疫の強化を要望。専門知識を持ったスタッフの増員等を行うなど、水際検疫を強化すべき。
- ・ 水際の検疫では、検査強化は期限を決めるのか、その場合どの程度か。また、日本の検疫官へどのような教育をしているのか。
- ・ 日本の米国産牛肉の輸入条件は、国際的な基準を遵守すべき。

### ④輸入手続停止中貨物への対応について

- ・ 輸入再開になった場合、日本にある検疫前の牛肉や米国の認定施設の処理済みの牛肉は輸入されるのか。それとも、今後日本側が査察した後で処理された牛肉のみが輸入されるのか。
- ・ 目視による全箱検査をお願いしたい。その際、SRMの付着検査を行うべき。

## (3) その他

### ①情報提供、表示等について

- ・ 消費者が選択できるよう外食・中食・加工品に原産地表示の義務化を要望。
- ・ 米国産牛肉の信頼回復のために、一定期間米国産牛肉の流通を精肉や外食など原産地表示ができるものに限定してはどうか。
- ・ 政府は、香港の事例はSRMではないこと等正しい情報をもっと積極的に国民に伝えて欲しい。
- ・ 査察報告書のかなりの部分が黒塗りになっていたが、今後すべての情報が公開される必要。

### ②その他

- ・ 外食産業としても輸入牛肉の検査・情報提供を行い、安全・安心なものを届けていきたい。
- ・ 我が国の症例の感染経路の究明や、異常プリオンの不活化などの研究をもっと進めることが不安の解消につながる。

Joint Press Statement on the Arrangement for the Resumption of U.S. Beef Import  
Procedures by GOJ and USG

June 21, 2006

On June 20 and 21, 2006, The Government of Japan (GOJ) and the Government of the United States (USG) held a digital video conference on the issue of U.S. beef trade.

As a result of this consultation, the two governments shared an understanding on the implementation of the following measures and resumption of import procedures.

I. Measures to be taken by the U.S.

The USG will ensure that measures, including the ones listed below, be taken so that Japan EV Program will be complied with.

1. Measures by establishments

- 1) The Japan EV accredited establishment will produce a list of products eligible to be exported to Japan, and clearly describe the list in its Manual. Particularly at fabrication-only-establishments, supplier list as well as eligible product list must be made for each of the suppliers of material products (e.g. carcasses) destined for Japan, and these lists will be described clearly in the Manual.
- 2) The Japan EV accredited establishment will describe in its Manual SRM removal and other specific requirements under the Japan EV program.
- 3) The Japan EV accredited establishment will thoroughly educate its management and employees of Japan-EV requirements including the products that the establishment is approved to export to Japan.

2. Measures by AMS/USDA

- 1) Upon accrediting an establishment, AMS will confirm that the establishment's Manual is appropriate and that its management and employees have thorough understanding of Japan EV Program. Accreditation/approval of establishments can be made only after completion of training of FSIS inspectors at the subject establishment.
- 2) AMS will manage the product list produced by each of the Japan EV accredited establishments, and upon reviewing the export application, will confirm that the products on the document are exportable to Japan based on this list.

- 3) In order to confirm compliance of Japan EV program by establishments AMS will conduct unannounced audit targeting all Japan EV establishments at least once a year, in addition to AMS' routine biannual audit.

### 3. Measures by FSIS/USDA

- 1) FSIS will thoroughly educate its inspectors on Japan EV Program requirements through such means as requiring inspector's passing of an exam on EV Program requirements.
- 2) Upon issuing of the export certificate, FSIS will confirm the inspected products are on the eligible product list and that they are in compliance with Japan EV Program requirements.
- 3) FSIS will conduct unannounced inspections for the purpose of verifying adequate implementation of export certificate issuance at Japan EV accredited establishments.

## II. Measures to be taken by Japan

GOJ will take the following measures:

1. Conduct on-site audit of establishments prior to resumption of shipment to Japan

GOJ will conduct on-site audit of Japan EV accredited establishments, prior to resumption of shipment to Japan, in order to verify compliance by each establishment as well as appropriate implementation of USG measures. In addition, it will review ranches/feedlots and feedmills to confirm such issues as production record transfer and feeding practice.

2. Accompany USDA's unannounced audit/inspection

In addition to routine GOJ audit, GOJ will accompany unannounced audit/inspection by AMS and FSIS to verify compliance with Japan EV program by Japan EV accredited establishments.

3. Strengthen border inspection

By utilizing the establishment-by-establishment eligible product list provided by AMS, GOJ will confirm product compliance, and strengthen border inspection, for a probationary period, by increasing the frequency of visual inspection including all-box eligibility confirmation with the cooperation of importers. Upon a finding of noncompliant product at port of entry, GOJ will take appropriate action commensurate with the nature of the violation, keeping in contact with USG.

4. Thoroughly educate the Japanese importers on Japan EV Program requirements

GOJ will re-educate Japanese importers and permeate thorough understanding of Japan EV Program requirements amongst the traders, and promote their voluntary management such as prevention of placing orders for ineligible products.

III. Resumption of import procedures

1. Japan will verify the efficacy of the U.S. inspection system and Japan EV program, and will resume import procedures expeditiously for establishments where GOJ's initial onsite audits do not identify noncompliances. In the event that establishments with noncompliances are identified, GOJ and USG will consult closely on those noncompliances.

Note: 1) Upon completion of the audit, GOJ will expeditiously provide USG with results of the audits.

- 2) Upon the above provision (Note1)), those establishments without any noncompliances identified may start Japan destined slaughter.
  - 3) In the event that establishments with noncompliances are identified, after consulting with GOJ, USG will confirm corrective measures necessary to bring those establishments into compliance. Once those corrective measures are in place, GOJ will be notified and provided the opportunity to confirm corrective measures. USG will certify those establishments as eligible to export to Japan.
2. With regard to the pipeline products that are stored in Japan, according to the USG's retrospective review, no noncompliances were identified. Therefore, if no noncompliances are identified by GOJ's confirmatory review during the upcoming audit, importation will be permitted for products without any problem upon all-box eligibility confirmation.
  3. "Animal health requirements for beef and beef offal to be exported to Japan from the United States of America," effective December 12, 2005 is in effect.

# 日本政府及び米国政府による米国産牛肉の輸入手続の再開に向けた措置 についての共同記者発表（仮訳）

平成18年6月21日

平成18年6月20日及び21日、日米両政府は、米国産牛肉輸入問題に関する局長級テレビ会合を開催した。

協議の結果、日米両政府は、以下の措置の実施と輸入手続の再開について認識を共有した。

## I 米国側の措置

米国政府は、次の措置を含め、対日輸出プログラムの遵守のための措置が確実に講じられるようにする。

### 1 施設の措置

- (1) 対日輸出認定施設においては、対日輸出ができる製品のリストを作成し、これを当該施設のマニュアルに明確に記載する。特に、部分肉処理施設については、輸出向け製品の原料（枝肉等）の仕入先リストと仕入先ごとに仕入可能な製品のリストを作成することとし、これらを当該施設のマニュアルに明確に記載する。
- (2) 対日輸出認定施設においては、当該施設のマニュアルに、特定危険部位の除去等の対日輸出プログラム上必要とされている条件を記載する。
- (3) 対日輸出認定施設においては、対日輸出ができる製品等対日輸出条件について、当該施設の役職員への周知を徹底する。

### 2 農務省農業販売促進局（AMS）の措置

- (1) AMSは、対日輸出を行おうとする施設の認定に当たり、マニュアルが適正なものであるか、当該施設の役職員が対日輸出プロ

グラムを十分に理解しているかを確認する。当該施設を担当する検査官の研修が終了した後に、初めて当該施設の認定が行われる。

- (2) AMSは、対日輸出認定施設ごとに対日輸出ができる製品のリストを管理し、当該施設からの輸出に先立ち、このリストに基づき、輸出申請ごとに、輸出しようとしている製品が輸出可能かどうかを確認する。
- (3) AMSは、対日輸出認定施設における対日輸出プログラムの遵守状況を確認するため、通常年2回実施する査察とは別に、少なくとも年1回、全ての対日輸出認定施設を対象として抜打ちによる査察を実施する。

### 3 農務省食品安全検査局（FSIS）の措置

- (1) FSISは、検査官に対し、輸出プログラム条件に関する試験への合格を義務付けることなどを通じて、対日輸出プログラム条件の周知徹底を図る。
- (2) FSISは、輸出検査証明を行うに当たり、検査される製品が輸出できる製品のリストに掲載されていることや、対日輸出プログラム条件を満たすものであることを確認する。
- (3) FSISは、対日輸出認定施設における輸出証明の適切な実施状況を確認するため、抜打ちによる査察を実施する。

## II 日本側の措置

日本政府は、次の措置を講じる。

### 1 対日出荷再開前の現地調査

日本政府は、対日出荷再開前に、米国側の措置の適切な実施や、対日輸出認定施設における対日輸出プログラムの遵守について検証するための調査（現地調査）を実施する。併せて、農場及び飼料工

場における生産記録の受渡し、飼料給与実態等を確認する調査を実施する。

## 2 米国農務省による抜打ち査察への同行

日本政府は、日本側が行う通常の査察に加えて、AMSやFSISが行う抜打ち査察に同行し、対日輸出認定施設における対日輸出プログラムの遵守状況等を検証する。

## 3 日本の水際での検査の強化

日本政府は、AMSから提供を受けた対日輸出認定施設ごとの輸出できる製品のリストを活用して製品の適合性を確認するとともに、当面、輸入業者の協力を得て全箱確認を行うことも含め、現物検査における開梱数を増やすなど水際での検査を強化する。

不適合な製品が輸入港で発見された場合、日本政府は、米国政府に連絡しつつ違反の性質に応じた適切な措置を講ずる。

## 4 輸入業者に対する対日輸出プログラム条件についての周知徹底

日本政府は、輸入業者に対し改めて対日輸出プログラム条件の周知徹底を図るとともに、対日輸出条件に適合しない製品の発注を防止するなど輸入業者の自主管理の推進を図る。

# III 輸入手続の再開

- 1 日本政府は、米国の検査体制及び対日輸出プログラムの有効性を検証した上で、最初の現地調査において、不適合（ノンコンプライアンス）がなかった施設について、速やかに輸入手続を再開する。不適合のある施設が発見された場合、日本政府と米国政府は、その不適合について緊密に協議する。

注：①日本政府は、現地調査終了後、調査結果を速やかに米国政府へ通報する。

②上記の通報後（注①）、不適合がなかった施設は、対日輸出向け製品用のと畜を再開する。

③不適合のある施設が発見された場合、米国政府は、日本政府と協議後、それら施設を遵守施設とするために必要な是正措置を確認する。これら是正措置が実施された際、日本

政府は通知を受けて確認を行う機会が用意される。米国政府は、これらの施設を対日輸出に適格と証明する。

- 2 現時点において日本国内で保管されている輸入手続停止中の牛肉等（未通関牛肉等）については、米国政府の再調査では、不適合がなかった。したがって、日本政府による現地調査中の確認で不適合がなければ、輸入手続の再開後に、全箱確認をし、問題がなかったものについて輸入を認める。
- 3 「米国から日本向けに輸出される牛肉等の家畜衛生条件」（平成17年12月）は有効である。